

「児童虐待防止推進月間」

子どもを虐待から守るためには、親の立場よりも子どもの立場が最優先されなければなりません。町では、児童虐待防止のための体制を強化しています。

☎こども支援課児童福祉係 (☎167) (FAX) (274) 1051

見落とさないで… 子どものSOS

児童虐待の早期発見・再発防止には地域の協力が重要です。

ちよつとした「目くばり」「気づくばり」で、子どもを虐待から救えます。子どもからのサインを見落とさないませんか。

- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・表情が乏しい
- ・おどおどしている
- ・落ち着きがなく、乱暴になる
- ・親を避けようとする
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

児童虐待防止のため、まず相談を…

●「虐待を受けたと思われる子ども」をみつけたとき
あなたのまわりに「虐待を受けた

と思われる子ども」がいたら、すぐにこども支援課や川越児童相談所などに連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものです。(「児童虐待の防止等に関する法律」により) また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

●虐待を受けているとき
《例えば》
家族の誰かにいやなことを言われたり、いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたりして痛い思いをしている場合。

●子育てについて不安があるとき
《例えば》
自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまう、自分を追いつめてしまっている場合。

講演会を開催します

三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会では、児童虐待防止推進月間にあたり、協議会関係機関及び住民を対象とした講演会を開催します。参加希望者は事前に、こども支援課にご連絡ください。

- 【日時】 11月9日(水)午後1時30分～
- 【場所】 役場庁舎3階301会議室
- 【講師】 小野 登美子氏(二元・家庭児童相談員)
- 【テーマ】 「地域の見守りとは」
～家庭支援の視点から～
- 【申込み】 こども支援課児童福祉係に事前に連絡してください。ただし、当日、定員に満たない場合は、事前予約がなくても参加できます。
- ☎こども支援課児童福祉係 (☎167)

児童虐待防止のための関係機関との連携

「あなた」も子どもを虐待から守るために協力してください。
※町では、福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関で構成される「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」を設置し、虐待を受けた子どもに限らず、要支援が必要な家庭を応援しています。

相談機関	受付時間	電話番号
こども何でも相談(こども支援課)	月～金曜日 8:30～17:00	☎258-0055 (直通ダイヤル) (祝日除く)
育児相談(保健センター)	月～金曜日 8:30～17:00	☎258-1236 (祝日除く)
教育相談(教育委員会)	月～金曜日 9:30～16:30	☎274-1023 (祝日除く)
川越児童相談所	月～金曜日 8:30～18:15	☎223-4152 全国共通ダイヤル 0570-064-000 (祝日除く)
休日夜間児童虐待通報ダイヤル	月～金曜日 ●18:15～翌日8:30まで ●土・日・休日24時間(終日)	☎048-779-1154

相談はどこにすればいいの？

虐待を受けている子どもを見つけた場合や虐待を受けている、子育てに不安があるなどの悩みがある人の相談を町や県では受け付けています。ひとりで悩まずに、まずは左記まで連絡、相談してください。

「子どもを虐待から守る5力条」

あなたの実行が子どもを虐待から守ります

「しつけのつもり」は
言い訳(子どもの立場で判断)

「おかしい」
と感じたら
迷わず連絡(通告)

親の立場より
子どもの立場
(子どもの命が最優先)

虐待は
あなたの周り
でも起こりうる
(特別なことではない)



「ひとりで抱え込まない」
(あなたにできることから即実行)

オレンジリボン



オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

オレンジリボンの必要な人は、こども支援課で配布しています。



「②ネグレクト」

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

「④性的虐待」

子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。

「①身体的虐待」

なぐる、ける、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

「③心理的虐待」

言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど。

「児童虐待とは？」

児童虐待とは、親(または保護者)によって子どもに加えられた行為(不行為)で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為(不行為)です。
たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもにとって有害であれば、それは虐待であると言えます。
虐待のタイプは、①身体的虐待、②ネグレクト、③性的虐待、④心理的虐待の4つに分類されるのが一般的です。実際のケースは、複数のタイプが混在していることもあります。